

別表(第2条関係)

補助事業名	県産農林水産物直売・消費応援事業
補助事業の目的	生産者にとって安定的な出荷先であり、県内消費者が新鮮な旬の県産農林水産物を手に入れられる直売所において、購入時に次回利用できる金券の発行・配布を支援することにより、プラスアルファ及びリピート購入を喚起し、本県農林水産物の発展に資する。
補助事業の対象となる者	県内で県産農林水産物及びその加工品等を直売する店舗を開設または運営する下記の者のいずれかで、金券を自ら発行できる者等とする。 1 農業協同組合、漁業協同組合 2 協議会〔生産者（農業協同組合、農事組合法人、大規模農家等）と消費側関係者（青果物・花き小売商、商店街、消費者団体等）等で構成〕 3 農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人 4 市町、市町が出資する法人 5 NPO法人 6 民間企業等営利法人 7 その他知事が特に認める団体
補助事業の対象となる経費	県産農林水産物直売・消費応援事業に必要な還元費 ※補助事業の対象となる者が開設または運営する直売店舗での1会計における購入金額2,500円（税込み）毎に金券（500円分）1枚を配布 （1会計に配布する金券の上限：2,000円分（購入金額10,000円））
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	—
その他の事項	補助金交付決定通知書(様式第2号)の6の補助金交付の条件は、「総合農政課関係補助事業補助金交付の条件」による。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 県産農林水産物直売・消費応援事業計画書(別紙様式1号) (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) (軽微な事業内容の変更)
第8条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 1 県産農林水産物直売・消費応援事業変更計画書(別紙様式1号) (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた時は別途通知する。
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 県産農林水産物直売・消費応援事業実績書(別紙様式1号) (指定期日) 事業完了後1か月以内又は令和3年3月10日のいずれか早い日とする。
第19条第1項 (財産処分)	(処分制限期間)